

第3回水素等規格委員会

議事次第

1. 日時 2024年7月23日(火) 13:00~14:30
2. 場所 KHK 会議室
WEB 会議システム (WEBEX)
3. 議事
 - (1) 【審議事項】貯槽分科会の設置に関する審議
 - (2) 【審議事項】パイプライン分科会の設置に関する審議
 - (3) 【審議事項】技術基準策定手順書の見直しに関する審議
 - (4) 【審議事項】水電解装置に関する KHKS の制定手続きの進捗状況
 - (5) その他
4. 配布資料
 - 資料 1 貯槽分科会の設置
 - 資料 2 パイプライン分科会の設置
 - 資料 3 技術基準策定手順書(水素等規格委員会)の新旧対照表
 - 資料 4-1 水電解装置に関する KHKS の制定手続きの進捗状況
 - 資料 4-2 水電解装置に関する KHKS の解説案に対する意見
 - 資料 4-3 水電解装置に関する KHKS のパブリックコメントの対応案

 - 参考資料 1 水素等規格委員会 委員名簿
 - 参考資料 2 水素等規格委員会 水電解装置分科会 委員名簿
 - 参考資料 3 第2回水素等規格委員会議事録
 - 参考資料 4 技術基準整備3ヶ年計画(2024~2026年度)(一部抜粋)
 - 参考資料 5-1 KHKS XXXX-1 水電解装置に関する基準(案)書面投票におけるコメント付き賛成への対応案(書面審議:2024年7月16日~22日)
 - 参考資料 5-2 KHKS XXXX-2 水電解装置の電解セルスタックに関する基準(案)書面投票におけるコメント付き賛成への対応案(書面審議:2024年7月16日~22日)
 - 参考資料 6 水電解装置に関する基準の解説案(2024年7月1日送付版)
 - 参考資料 7 水電解装置の電解セルスタックに関する基準の解説案(2024年7月1日送付版)

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。